

第28回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月27日（水）午後4時00分から午後4時10分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員（16人）

会長職務代理者	1 番	青	山	眞	士
	2 番	古	熊	健	一
	3 番	高	橋	毅	典
	4 番	佐々木	彦	治	
	5 番	目	黒	一	雄
	6 番	泉		和	浩
	7 番	佐々木	章	史	
	8 番	狩	野	菊	恵
	9 番	高	野	秀	則
	10番	藤	田		靖
	11番	石	田	秀	人
	12番	岸	本	辰	彦
	13番	山	田	裕	一
	14番	佐々木			靖
	15番	湯	浅	浩	道
	16番	秋	吉	稔	之
- 4 欠席委員（0人）
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	山	崎	一	
事務局次長	浦	島	卓	
事務局農地係長	作	山	温	史
事務局総務係主査	春	田	秀	彦
事務局農地係主任	村	上		諒
- 6 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第1号 農地法第3条の3規定による届出について
日程第4	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

日程第 8 議案第 4 号 当別農業振興地域整備計画の変更について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 28 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありましたので、13 番 山田委員 14 番 佐々木靖委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、1 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定しました。
議長	日程第 4、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました 3 件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなさ

議長	れており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第２号は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第２号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第５、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。番号１番、２番は規模拡大のため、所有権の移転をするものであります。 この２件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第６、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 番号１番については、申請者が農業用倉庫、通路などを設置するため、農地転用の許可を得ようとするものです。 許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地であります。 農用地区域内農地の転用は、原則不許可であります。農業用施設の設置の

	場合は、農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第2号イ「農業用施設」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。 なお、本件については転用の目的が農業用施設の建築であり、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。計画地の図面等につきましては、議案資料の議案第2号関係をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第2号は、許可することに決定しました。
議長	日程第7、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について」ご説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号1番から14番は、賃貸借の設定をするもの、15番から17番は、所有権の移転を設定するものです。計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので、番号1番から11番の質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号1番から11番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号1番から11番は原案のとおり決定しました。 番号12番、13番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議

	事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。
議長	休憩します。 休憩（青山代理退席）
議長	再開します。 番号１２番、１３番の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１２番、１３番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１２番、１３番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（青山代理復席）
議長	再開します。 番号１４番から１７番の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１４番から１７番は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１４番から１７番は原案のとおり決定しました。
議長	議案第３号で決定しました要請内容について、公社が要請のとおり認可した場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、認可し即日公告を行って、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認め、そのとおりに決定しました。
議長	日程第８、議案第４号「当別農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明します。
事務局	議案第４号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。 当別農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法

議長	律施行規則第3条の2第2項において準用する第3条の2第1項の規定により、町から農業委員会の意見を求められているものです。 今回の計画変更は、当該地で農地売買支援事業を行うため農用地区域外から編入するもので、これまで農地として利用しておりましたので、農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。 申請地の位置図につきましては、議案資料の議案第4号関係をご高覧ください。以上です。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第4号は、異存ない旨回答することで決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第4号は、異存ない旨回答することに決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第28回当別町農業委員会総会を閉会します。